日常生活用具種目一覧

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種　　目 | 対　象　者 | 性　　能 | 耐用年数 | 基準額 | 備考 |
| 障害・疾患 | 級（度） | 年齢・状態等 |
| 介護訓練支援用具 | 特殊寝台 | 下肢障害体幹機能障害 | 1・２級 | 原則として学齢児以上の者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | ８年 | 162,800 |  |
| 難病等 | ― | 原則として学齢児以上の寝たきりの状態にある者 | 要意見書 |
| 訓練用ベッド | 難病等 | ― | 下肢又は体幹機能に障害のある者 | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの | ８年 | 162,800 | 要意見書 |
| 特殊マット | 下肢障害体幹機能障害 | １級（児童は1・２級） | 原則として３歳以上の者で、常時介護を要する者 | じょくそう防止のためマット（寝具）に体圧分散機能を付したもの | ５年 | 100,000 |  |
| 難病等 | ― | 原則として３歳以上の寝たきりの状態にある者 | じょくそう防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの | 要意見書 |
| 下肢障害体幹機能障害知的障害 | １級（児童は1・2級）知的障害は「愛の手帳」1・2度 | 原則として３歳以上の者 | 失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの | 19,600 |  |
| 難病等 | ― | 原則として３歳以上の寝たきりの状態にある者 | 要意見書 |
| 特殊尿器 | 下肢障害体幹機能障害 | １級 | 原則として学齢児以上の者で、常時介護を要する者 | 尿が自動的に吸引されるもので障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 | 154,500 |  |
| 難病等 | ― | 原則として学齢児以上の自力で排尿できない者 | 要意見書 |
| 入浴担架 | 下肢障害体幹機能障害 | １・２級 | 原則として３歳以上の者で、入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者 | 障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | ５年 | 洋式 |  |
| 82,400 |
| 和式 |
| 133,900 |
| 体位変換器 | 下肢障害体幹機能障害 | １・２級 | 原則として学齢児以上の者で、下着交換に当たって、家族等他人の介護を必要とする者 | 介護者が、障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | ５年 | 15,000 |  |
| 難病等 | ― | 原則として学齢児以上の寝たきりの状態にある者 | 要意見書 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種　　目 | 対　象　者 | 性　　能 | 耐用年数 | 基準額 | 備考 |
| 障害・疾患 | 級（度） | 年齢・状態等 |
| 介護訓練支援用具 | 移動用リフト | 下肢障害体幹機能障害 | １・２級 | 原則として３歳以上の者 | 障害者（児）を移動させるにあたって、介護者が容易かつ安全に使用し得るもの（ただし､天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く） | ４年 | 257,500 |  |
| 難病等 | ― | 原則として３歳以上の下肢又は体幹機能に障害のある者 | 要意見書 |
| 訓練いす | 下肢障害体幹機能障害 | １・２級 | 原則として３歳以上１８歳未満の児童 | 原則として付属のテーブルをつけるものとする | ５年 | 33,100 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種　　目 | 対　象　者 | 性　　能 | 耐用年数 | 基準額 | 備考 |
| 障害・疾患 | 級（度） | 年齢・状態等 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 下肢障害体幹機能障害 | ― | 原則として３歳以上の者で、入浴に介助を要する者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く） | ８年 | 90,000 | 積み上げ・複数給付可 |
| 難病等 | ― | 原則として３歳以上の入浴に介助を要する者 | 要意見書積み上げ・複数給付可 |
| 便器（排泄支援用具） | 下肢障害体幹機能障害 | １・２級 | 原則として学齢児以上の者 | 手すりのついた腰かけ式の便器等。ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く | ８年 | 60,000 |  |
| 難病等 | ― | 原則として学齢児以上の常時介護を有する者 | 要意見書 |
| 頭部保護帽 | 身体障害知的障害精神障害 | 知的障害は「愛の手帳」1・2度 | 頻繁に転倒し、頭部を強打する恐れのある者 | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの | ３年 | 15,000 |  |
| Ｔ字杖・棒状の杖 | 平衡機能障害下肢障害体幹機能障害内部障害 | ― | 杖の使用により歩行機能を補うことが可能となる者 | 十分な強度と機能を有するもの | ３年 | 3,000 |  |
| 難病等 | ― | 杖の使用により歩行機能を補うことが可能となる者 | 十分な強度と機能を有するもの | 要意見書 |
| 移動・移乗支援用具 | 下肢障害体幹機能障害平衡機能障害 | ― | 原則として３歳以上の者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 | 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安全性を有するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く | ８年 | 60,000 | 積み上げ・複数給付可 |
| 難病等 | ― | 原則として３歳以上の下肢が不自由な者 | 要意見書積み上げ・複数給付可 |
| 温水温風便器 | 上肢障害知的障害 | １・２級知的障害は「愛の手帳」1・2度 | 原則として学齢児以上の者 | 温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く | ８年 | 151,200 |  |
| 難病等 | ― | 原則として学齢児以上の上肢機能に障害のある者 | 温水温風を出し得るもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く） | 要意見書 |
| 火災警報器 | 身体障害知的障害 | １・２級知的障害は「愛の手帳」1・2度 | 火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | ８年 | 31,000 | 聴覚障害者については、屋外警報ブザーは要しない |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種　　目 | 対　象　者 | 性　　能 | 耐用年数 | 基準額 | 備考 |
| 障害・疾患 | 級（度） | 年齢・状態等 |
| 自立生活支援用具 | 自動消火装置 | 身体障害知的障害 | １・２級知的障害は「愛の手帳」1・2度 | 火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの | ８年 | 28,700 | 原則として火災警報器と一体として給付する |
| 難病等 | ― | 火災発生の感知又は避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 要意見書原則として火災警報器と一体として給付する |
| 電磁調理器 | 視覚障害上肢機能障害下肢機能障害体幹機能障害知的障害 | １・２級（下肢・体幹機能障害は1級のみ）知的障害は「愛の手帳」1・2度 | １８歳以上の者　（知的障害を除き、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る） | 障害者が容易に使用し得るもの | ６年 | 視覚・知的 |  |
| 41,000 |
| 肢体不自由 |
| 45,400 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害 | １・２級 | 原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | １０年 | 12,000 |  |
| 屋内信号装置 | 聴覚障害 | １・２級 | １８歳以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る） | 音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの | １０年 | 87,400 |  |
| 浴槽（湯沸器含む） | 下肢障害体幹機能障害 | １・２級 | 原則として学齢児以上の者 | 浴槽は実用水量150リットル以上のもの湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10㍑以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの | ８年 | 50,200 |  |
| 湯沸器のみ | 下肢障害　　　　体幹機能障害 | １・２級 | 原則として学齢児以上の者 | 水温25℃上昇させたとき毎分10㍑以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの | ８年 | 54,900 |  |
| 音響案内装置 | 視覚障害 | １級 | 原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | １０年 | 44,000 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種　　目 | 対　象　者 | 性　　能 | 耐用年数 | 基準額 | 備考 |
| 障害・疾患 | 級（度） | 年齢・状態等 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | じん臓機能障害 | **―** | 原則として３歳以上の者で、人工透析を必要とする者（自己連続携行式腹膜潅流法による透析療法を行う者に限る） | 自己連続携行式腹膜潅流療法による人工透析に使用する加温器で一定温度に保つもの | ５年 | 72,100 | 要意見書 |
| ネブライザー（吸入器） | 呼吸器機能障害 | ３級以上 | 呼吸器機能障害３級以上（左記対象）の他、呼吸器機能障害等を要因に医師が意見書で日常生活上必要と認める者。 | 障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 | 36,000 | たん吸引器と一体の機器は、基準額合算可。 |
| 難病等 | ― | 呼吸器機能に障害のある者 | 障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 | 36,000 | 要意見書、たん吸引器と一体の機器は、基準額合算可。 |
| 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能障害 | ３級以上 | 呼吸機能障害３級以上(左記対象)の他、呼吸器機能障害等を要因に医師が意見書で日常生活上必要と認める者。 | 障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 | 56,400 | 吸入器と一体の機器は、基準額合算可。 |
| 難病等 | ― | 呼吸器機能に障害のある者 | 障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 | 56,400 | 要意見書吸入器と一体の機器は、基準額合算可。 |
| 動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 呼吸器機能障害 | ― | 人工呼吸器の装着が必要な者又は在宅酸素療法を受けている者 | 障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 | 157,500 | 要意見書 |
| 難病等 | ― |
| 音声式体温計 | 視覚障害 | １・２級 | 原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ５年 | 9,000 |  |
| 音声式体重計 | 視覚障害 | １・２級 | １８歳以上の者 | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | ５年 | 18,000 |  |
| 音声血圧計 | 視覚障害 | １・２級 | １８歳以上の者 | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | ５年 | 9,500 |  |
| 空気清浄器 | 呼吸器機能障害 | ３級以上 | １８歳以上の者 | 障害者が容易に使用し得るもの | ６年 | 33,800 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種　　目 | 対　象　者 | 性　　能 | 耐用年数 | 基準額 | 備考 |
| 障害・疾患 | 級（度） | 年齢・状態等 |
| 情報意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 音声・言語機能障害肢体不自由 | **―** | 原則として学齢児以上の者で、音声言語の著しい障害を有する者 | 携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの | ５年 | 285,000 |  |
| 情報・通信支援用具 | 上肢機能障害視覚障害 | **―** | ― | 障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器またはアプリケーションソフト | ５年 | 100,000 | 複数給付可 |
| 点字ディスプレイ | 視覚障害 | １・２級 | 学齢児以上の者で、必要と認められる者 | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの | ６年 | 383,500 |  |
| 点字器 | 視覚障害 | **―** | ― | 標準型（点筆を含む） | ７年 | 10,712 |  |
| 携帯用（点筆を含む） | 5年 |
| 点字タイプライター | 視覚障害 | １・２級 | 就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ５年 | 63,100 |  |
| ポータブルレコーダー | 視覚障害 | 1・２級 | 原則として学齢児以上の者 | ①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式により録音または録音・記録された図書が再生可能であり、視覚障害者（児）が容易に使用し得るものまたは、②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、音声を録音・再生することができるものであり、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ６年 | 録音再生機 |  |
| 85,000 |
| 再生専用機 |
| 35,000 |
| 視覚障害者用活字文書読上装置 | 視覚障害 | １・２級 | 原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ６年 | 99,800 |  |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 視覚障害 | **―** | 原則として学齢児以上の者 | 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの | ８年 | 198,000 |  |
| 視覚障害者用時計 | 視覚障害 | １・２級 | 原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | ８年 | 触読式 |  |
| 10,300 |
| 音声式 |
| 13,300 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害音声・言語機能障害 | **―** | 原則として学齢児以上の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 | 電話回線に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの | ５年 | ファクシミリ |  |
| 30,000 |
| テレビ電話 |
| 71,000 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障害 | ― | 本装置によりテレビの視聴が可能になる者 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有するもの | ６年 | 88,900 |  |
| フラッシュベル | 聴覚障害音声・言語機能障害 | ３級以上 | 原則として学齢児以上の者 | 障害者（児）が容易に使用し得るもの | １０年 | 12,400 |  |
| 会議用拡聴器 | 聴覚障害 | ４級以上 | 原則として学齢児以上の者 | 障害者（児）が容易に使用し得るもの | ６年 | 38,200 |  |
| 携帯用信号装置 | 聴覚障害音声・言語機能障害 | ３級以上 | 原則として学齢児以上の者 | 送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの | ６年 | 20,200 |  |
| 人工喉頭 | 音声・言語機能障害 | ― | 喉頭摘出の者 | 笛式 | 4年 | 72,203 |  |
| 電動式 | 5年 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種　　目 | 対　象　者 | 性　　能 | 耐用年数 | 基準額 | 備考 |
| 障害・疾患 | 級（度） | 年齢・状態等 |
| 排泄管理支援用具 | ストマ装具（紙おむつ含む） | **―** | ― | ストマ造設高度の排便・排尿機能障害（脳性まひ、二分脊椎）ただし、紙おむつについては、原則３歳以上とする | 皮膚保護剤や袋を身体に密着させるもの等を含む。 | ― | ストマ装具（消化器系） |  |
| 8,858 |
| ストマ装具（泌尿器系） |
| 11,639 |
| 紙おむつ |
| 12,000 |
| 収尿器 | ― | ― | 高度の排尿機能障害 |  | 1年 | 8,755 |  |